

佐川市兵衛家文書

(採訪時住所 山口県熊毛郡佐賀島佐合島)

目録番号	年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号
1	天明 6	1786	午		1		御廻状一巻控帳			縦帳	1	2丁目に1-1が綴られている	5
1	1				6	9	覚（いりこ代金につき）	佐川宇平次	小野本重左衛門 様	切紙	1	1に綴られている	5 1
2	寛政 2	1790	戌		1		御廻状ひかへ	佐川姓		縦帳	1		6
3	寛政 3	1791	亥		1		御廻状控			縦帳	1		10
3	1						(鍊他代金につき覚え)			切紙	1	3の綴じ紐に括り付けられていた	10 1
4	寛政 5	1793					御廻状写控（寛政5年より6年まで）	佐川氏		縦帳	1		7
5	享和 2	1802	戌		1		御廻状写控			縦帳	1		3
6	文化 3	1806	丙寅		1	吉	御廻状写控			縦帳	1		4
7	文化 7	1810	午		1		御廻状写			縦帳	1		9
8	文化12	1815	乙亥		1		御廻状写綴			縦帳	1		11
9	文化15	1818	戊寅		1		御回状写綴			縦帳	1		1

目録番号			年号	西暦	干支	閏	月	日	標題	作成	宛名	形態	数量	備考	整理番号			
10			文政 2	1819	己卯		1		御廻状写綴			縦帳	1			2		
11			文政 3	1820	辰		1	吉	御廻状写綴			縦帳	1			8		

解題 佐川市兵衛家文書

史料の概要と特色

今回、収録した佐川市兵衛家文書は、巻頭の来歴でも触れたように、1950年代の『漁業制度資料目録 第5集 内海篇』に収められた「佐川助三郎家文書」の一部であり、「御廻状写綴」全21冊中の11冊である。

では何故、この「御廻状写綴」が水産資料館に残存することになったのか、その理由について簡単に触れておきたい。そもそも佐川助三郎家文書は、昭和26(1951)年4月と5月の2回に渡って、当時、水産庁資料整備委員会の調査員であった宮本常一が、佐川助三郎氏から借用した史料である。当時、借用された文書の総点数は1000点を越える史料群であった。水産庁資料整備委員会は、1951年8月に『漁業制度資料目録 第5集 内海篇』を刊行したが、その後も漁業関係資料の筆写作业のために借用期間の延長を認めてもらい、ようやく1957年と1958年の2回に分けて返却された。しかし、返却時の混乱から、結果的には21冊中の11冊が取り残されてしまったのである。

すでにこの頃、水産庁からの委託契約が終了し、当時、東海区水産研究所内に置かれていた日本常民文化研究所月島分室も廃止されていた。この未返却分の文書は、そのまま誤って日本常民文化研究所から、水産庁水産資料館に移管された。したがって、その後の水産資料館での整理作業によって、この残存文書群(11冊)は、文書中に多出する佐川市兵衛の名を採用し、新たに「佐川市兵衛家文書」という名前がつけられたのである。この文書は現在、水産総合研究センター内の図書資料館が保管している。

1. 佐合島と佐川家

佐川家の住所は採訪当時、熊毛郡佐賀村大字佐合島である。佐合島は現在、平生町に属している。佐合島そのものは熊毛郡の東南部に位置し、古くは中世京都賀茂社の社領「佐河御厨」があったとされる地である。近世になると、萩藩領上関宰判の支配下に属した。

天保年間に出された『防長風土注進案』によると、佐合島は当時佐郷島と記され、石高は115石9升、惣軒数は153軒、人口数は694人とある。そのうち本百姓は17軒、門男(もうど)百姓は136軒であった。さらに、その中で本百姓と門男を合わせて102軒が漁人であり、船も廻船2艘、漁船57艘があったと伝えている。

また、産業についても『防長風土注進案』は次のように記している。

「田畠少く故、耕作計ニ而ハ渡世六ヶ敷、尤農業第一ニして漁業出精し、或ハ對州其外江漁事ニ罷越、九州鯨組江行相稼者も有之、内居之者ハ雨雪之時、或ハ

暇ある時ハ男子ハ繩ない、農雜具等相調、女子ハ績織専ニ出精し、有隙時ハ海草・蠣之類を取相働(略)」

このように田島の少なかった島では男は対馬や九州の鯨組へ稼ぎに出て、女は縞木綿と呼ばれる織物生産に従事していたのである。

また、島からの出稼ぎ漁民の数は120人におよび、漁船も30艘が出ていたとも記されており、ここには立浦の上関や室津浦とは異なり、佐合島の端浦としての性格が示されている。地先漁場のみでは生計が立てられない状況にあり、他所稼ぎによってかろうじて再生産が可能になっていた状況が推測できる。しかし、鰯網漁・コチ網漁は近海漁場で盛んに行われ、しばしば他村との漁場争論も起こしているほどであったという（『平生町史』）。

また、海上交通の上からみて佐合島は、上関・室津浦と室積浦との間に位置し、しかも対岸の佐賀村との海域は風待ち・潮待ちに好都合な天然の良港となっていた。佐川家はこの島で代々、畔頭（くろがしら）と呼ばれ、他藩では組頭に相当する村役人を勤めていた。同時に、規模の程は不明であるが「防州佐郷米屋」の屋号で廻船を所有し、多角的な商業活動をしていた。その詳細については『平生町史』に詳しいので、参照されたい。

2. 文書「御廻状写綴」について

「御廻状写」とは、幕府や藩から出される達書や触書、村落相互の連絡を記した廻状を写したもので、「御用留」の別称である。中央水産研究所図書資料館に残存する「御廻状写綴」11冊は、天明3（1786）年から文政3（1820）年にわたる24年間のうちの12年分である。佐川家所蔵の家系図「佐川家先祖書」によれば、それはちょうど佐川家当主10代宇平治から11代市兵衛の時代に該当する。内容は、上関宰判からの通達書や廻状、また難船関係の浦触にいたるまでのあらゆる内容が含まれている。

ここで内容を少し紹介すると、「御廻状写綴」のうちの「天明六年 御廻状一卷控帳」（目録番号1）には、大坂米市場へ運送する年貢米関連の廻状が綴られている。佐郷島ではこの時、20俵の積立が通達されている。というのも、当時、長州藩では慶長16（1611）年に「覚（所務方箇条）」が發布され、その第1条で、年貢は11月10日までに米銀で上納するように謳われた。その付則には「大島・熊毛・都濃・佐波・吉敷・厚狭・厚東之儀、早米出来次第、少充成共大坂運上之手遣肝要之事」と付け書きされた（『萩藩閥閥録 第一巻』）。その結果、この時以降、瀬戸内諸郡は大坂への年貢廻米が義務化され、その販売代銀を上納することとなった。また、同じ天明6年には対岸の曾根村における浜の開作事業に関する廻状も出されている。

8月朔日付けの「覚」には、戸浜村・蒲井村・四代村・白井田村・佐郷島・馬島・牛島・岩見島から合わせて27艘の漁船を砂漕船として出勤させよ、との御沙汰書が出されている。この砂漕船とは石などの運搬を担った船であることが文中より読みとれる。この開作事業は、藩府撫育方の事業として着手された塩浜や島の開発事業のことを指し、藩が地域の有力者に事業を請け負わせ、産業の促進を図ったものである。江戸期には「防長の三白」といわれた米・紙・塩が有名であるが、それらは西廻り海運の発展によって急速に販路が拡大し、藩の重要な産業となった。そうした一連の動向と関連があるのであろう、佐郷島の佐川家も文

化 14（1817）年には田名浜の塩田の名請人になっている（『平生町史』）。

ところで、今回の目録刊行作業に関連して山口県文書館所蔵の「佐合島 佐川家文書」も確認したが、それはおよそ 3500 点にも上るといふ。近いうちに、その目録が山口県文書館から刊行される予定となっている。したがって、今回の文書目録収録「御廻状写綴」分と、山口県文書館所蔵の「御廻状写綴」分を合わせれば、明和 6（1769）年から文政 4（1821）年までのおよそ 50 年間の事象を追求することが可能になる。そうした意味でも、また「御用留」研究の分野においても佐川家文書は貴重な史料群となる。山口県下でも、これだけ畔頭関係資料が揃って存在するのは大変珍しく、今後の研究が待たれる。

最後に、今回の目録刊行に際して、貴重なお話と史料のご提供を頂いた現当主の佐川渉氏に、この場を借りてお礼申し上げたい。

（文責 芝崎 浩平）